

「市長と気軽にトーク」開催要領

(目的)

第1条 市長自らが会場へ出向き、市民の皆さんと直接対話することによって、市政への相互理解を深めるとともに、市長が市政に対する意見や提言を聴くことにより市民の皆さんとの声の届く市政を推進することを目的として、市長と気軽にトーク（以下「市長とトーク」という。）を開催する。

(対象)

第2条 高梁市内に在住、在勤又は在学している人により構成された、原則3人以上の団体及びグループ等（以下「団体」という。）とする。ただし、特定の政党、宗教又は営利を目的とする団体等を除く。

(開催日時)

第3条 開催日時は、開庁日の午前9時から午後8時の間の1時間程度とし、申し込みのあった日時及び市長のスケジュールとの調整により決定する。ただし、日時の調整ができない場合は、延期若しくは中止する場合がある。

(実施方法)

第4条 市長とトークを希望する団体は、開催申込書（別紙）に所定の事項を記入の上、開催希望日の1箇月前までに企画財政部秘書企画課あてに提出するものとする。

- 2 会場利用等にかかる費用一切は、申し込み団体が負担する。
- 3 原則として、懇親会等の飲食を伴う会が同時に予定されている申し込みは受け付けないものとする。
- 4 市長が各種会議等に出席する場合において、その会議等の終了後、市長の判断により市長とトークを開催することができる。

(出席者)

第5条 市側からの出席者は、市長のほか、市長が必要と認める職員とする。

(広報)

第6条 市長とトークの周知は、広報紙及び市ホームページ等を通じて行う。

(庶務)

第7条 市長とトークに関する庶務は、企画財政部秘書企画課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、市長とトークの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。